時事新報

第千四百十五號

明治十九年十月廿五日　月曜日

舊丙戌九月廿八日（戊午）

日出午前六時十六分　日入午後五時十二分

月出午前二時三十一分　月入午後四時零五分

滿潮　午前三時十七分　午後三時四十八分

（西暦一千八百八十六年）

時事新報

相場所の改革ハ君子の改革たらんことを祈る

今度東京に共同相場會所が將さに起らんとするに付き從前の東京株式取引所幷に米商會所の處分は如何と可きやとは昨今商人社會の一問題にして我輩は都て我日本國の相場所を改良するに異議なき者なれば今度目論見の共同相場會所も此改良の目的を達すれば欣喜に堪へざる次第なれども徒に舊株主の資産を空ふせしむるが如きは我輩の取らざる所なり云々の旨を前號の紙上に其大意を記したり今ろの緒に續て猶は鄙見を述べんに從前の相場所即ち株式取引所幷に米商會所は其規則も完全ならず之に關係する役員又商人等も其人品甚だ高からずして場所の弊害少なからず無智無識破廉耻の素町人輩が時に或は見るに忍びざるほどの醜を働くこともありとは隱れもなき事實なるが故に之を改良するは今日の急要なりと雖ども扨いよ／＼實際の着手に至りて如何す可きや西洋諸國の相場所に倣ひ其規則の原文を其まゝに飜譯し又は其大意を取捨して我日本流に完全なる新規則を作るが如きは最も容易なれども其規則を取扱ふ場所の役員は矢張り日本人にして從來今の場所に居る者も新設の場所に現はれ來る可き者も大抵同樣の人物なるざるを得ず如何となれば從前の役員とて全くの凡庸に非ず先づ官邊に在れば官吏か又は御用達商人くらいの仕事は出來る人物なるが故に新來の役員に人物を得たりと云ふも人の耳目を驚かすほどの相違もある可らざればなり又今度は三四百名の仲買を撰んで其人品も其資産も大丈夫なる者に改るとなれども從前の仲買悉皆小人にして今度の仲買悉皆君子なる可きにもあらず種々好く出來たる處にて今度は規則改まりて資本金の高も少なからざるが故に微力の者は近づく能はず何れにも相應の財産を所有し又借用するの信用あるものなれば從前に比較して稍々品格を高くするならんと冀望するに過ぎざる三百の多兄仲買中には君子もあれバ小人もある可きぞ或は從前の仲買等も少しく身元さへあれば何きの道よりかして新場所に入る者ある可きは事の勢に於て期する所ならん左れば今度共同相場會所の新設に付き大に面目を改む可きものは第一完全と稱する規則と第二壯大なる新築とにして場所の事務を取扱ふ人物は大に改まるを期す可らず唯新規則を實施すれバ場所の品格は次第に上進し下等商人の出入は自然に稀しくなりて次第に相場所れ光を放つの場合に至る可しと云ふまでのことにして必ずしも劇變を要する程の事情にもあらざるなり我輩の眼を以て見れば今回の相場所を如何樣にか改革して能く其目的を達する手段なかるべきと思へども供國に專ら共同相場會所の新築落成を開くも何か別に國益のあることならん或は舊相場所の宿弊は根たる事の如く手も付けられぬほどに立至りたりと云ふか、若しも事實に於て然るものは新設も甚だ尤なる次第にして我輩も贊成なれども扨ての新たなる事を建つるの方法は如何と可きや從前の株式取引所幷に米商會所は其創立のとき政府より格別の許可と特典を蒙り此二ヶ所の外に東京市中同樣の營業を許さずとの法は取りも直さず新所の特典にして即ち其株にも特別に信用ある由縁なり但し營業は五ヶ年の期限なるが故に其期限の終るを待て之を解き他に起るものへ特典を與ふれば法律の約束に於て中分ある可らず即ち米商會所は明治二十年八月株式取引所は同二十一年十月を期として消滅せしむること甚はだ易きと雖ども人間社會に行はるゝものは唯法律のみに非ず別に慣行なるものありて世人の之に依賴する心ハ却て法律を信ずるよりも厚きを常とす例へば農民が官地を拜借して漁民が水面を拜借するが如き大抵ろの拜借の年限はあれども期限の終にいたりて繼續拜借の義を出願すれば願の通り聞届けらるゝの慣行あるが故に人民は期限の終に返上するの法律をば心配することなく繼續願の慣行に依賴して農漁に安んずるの事例は日本國中に珍らしからず故に今の東京の株式取引所も米商會所も其營業法律上にハ五ヶ年の期限と云ふと雖ども慣行は則ち然らず繼續又繼續にて五年又五年際限なきものと信じて營業するは謂れなきにあらず即ち不言の間に政府を信ずるものと云ふ可し例へば其株券の價にても積金の有無多少より計算すれば原價百圓か百三四十圓ばかりのものが賣買には四五百圓を價するも配當金の豐なるが爲めありとのみ云ふ可らず畢竟は其營業が今後十年も二十年も斷絶することなからんと口にこそ言はざれども所謂不言の間の約束を信じて賣買の勢を生じたるものより外ならざるなり然るを今法律上の約束が云々なりとて期限終れば忽ち解散せしむるが如きは處分の穩なるものと云ふ可らず況んや其期限さへ尙は來ざる到らざるに別に同樣の相場所を新設するは相場所に易るに相場所を以てするものにして官有地の拜借に喩へて云へバ其地を引上げて官の用に供するには非ずして甲に取上げて又乙に貸すの事情に異ならざるに於てをや尙は況んや今度新設の相場所とて規則と建物とは完全壯麗なるも其建物の中に居て其規則を取扱ふ人物は矢張り日本國の士人、新令尹も舊令尹も大抵同一樣れ品格にして天淵の相違なかる可きに於てをや然らば則ち頓に舊を亡ぼして新を立るなど荒らき處分するよりも何とか熟談の上にて改革の手段こそ願はしけれ此邊に工風を運らすは老成人の事なる可し商人の僥倖にして暴に富み不幸にして暴に衰ふるは其業体に於て是非もなき次第なれども天下經濟の大主義に照らし視れば兩樣共に目出度きことに非ず今相場の宿弊を除くとの一言を以て株式取引所と米商會所とを公然一時に解散せしむる歟又は陰に其勢を示して滅亡の期近きに在りとの風氣を放つときは兩所株券の價は忽ち下落して株主等は何十萬圓の巨額を失ふの不幸に陷り隨て起る所ろの共同相場會所ハ間接に其何十萬圓を利するは僥倖に遭ふことなからん誠に以て無益の惡戯と評するも可なり左なきだに投機流行の世の中、勉めて其機を少なくして人に正業を奬るは長者は當さに擔任す可き責なるずや然るを故さらに其機會の門を開いて之に投せしめ以て商人社會に大なる浮沈を作り出すが如きは長者の爲めに惜しむ可し我輩は素より從前の相場所と悅ぶ者に非ざる特に其改革を冀望して止まずと雖も唯其改革をして君子の改革ならしめ金錢の利害に至りては一點の不公平なからんことを祈り特に兩日の社說と草したるのみ

官報

○大藏省告示第九十八號

一本年勅令第六十六號整理公債條例第六條ニ據リ募公債第一回募集ノ總額ハ額面一千萬圓ト定メ其價格ハ證書額面百圓ニ付金九十八圓トス○一整理公債第一回募集ノ應募者ハ本年大藏省令第三十號整理公債取扱順序第一條ニ據リ來十一月十日ヨリ廿日迄ニ應募金額價格及ヒ住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本店又ハ代理店ニ申込ムヘシ○一第一回募集ノ應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額面百圓ニ付金十圓トス○一省令第三十號整理公債取扱順序第九條ニ據リ第一回募集ノ應募金代リトシテ納ムル所ノ從前發行公債證書ノ種類ハ七分利付金祿公債證書トス○一大藏大臣ハ來十二月二十日マテヲ各應募者ニ交付スヘキ整理公債證書ノ高ヲ定メ日本銀行ヨリ通知セシムルニ付其高ニ對スル金額ノ內保證金ヲ引去リタル跡金ノ拂込ヲ二期ニ分チ來明治二十年二月二十八日迄ヲ第一期トシ同年三月二十日ヨリ三十一日迄ヲ第二期トシ第一期ニ跡金七分ノ一第二期ニ七分ノ六ヲ拂込ムヘシ但第一期ニ於テ第二期分ノ全額又ハ其幾分ヲ併セ拂込モ妨ケナシ

明治十九年十月廿三日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第九十九號

大津第百十五國立銀行西京支店ノ儀明治十九年十月十八日ヲ以テ閉鎖ス

明治十九年十月廿三日　大藏大臣伯爵松方正義

●條約改正會議　去る二十日外務省に於て條約改正第八回會議を開き各國全權委員參集したり但し露西亞國全權委員は近來臨時代理公使アレキセス、ド、スパーヤ氏之に任したる趣今般同國政府は特命全權公使エウヰッチ氏を以て更に其の全權委員に任じ同公使は同日の會議より出席したり又布哇國全權委員は久しく不在にて同會に出席せざりし處過日歸任したるを以て同じく同日の會議に出席したり

○[illegible]　該病者は去る十八日[illegible]を出帆せり

○東京府患者週報　東京府管內虎列剌患者は去月二十四日より同三十日迄の患者四百五十二人、新舊死亡三百八十八人、全治百七十八人」本月一日より同七日迄の患者三百八十七人、新舊死亡三百二十八人、全治百十三人」本月八日より同十四日迄の患者百三十九人、新舊死亡百二十三人、全治七十三人なり

○避病院入院患者數　東京府所管各避病院入院虎列剌患者一週表（自十月十三日至同十九日）左の如し（但し大久保避病院は十月十五日限り駒込避病院は同十九日限入院を止む）

	十月十二日より持越患者	入院	治癒	死亡	治療中	患者百分死亡比例
臨時病院	五八	一三	一五	二〇	三六	二八、一七
本所避病院	五二	一九	一九	二一	三一	二九、五八
駒込避病院	四九	一六	一六	一六	三三	二四、六二
大久保避病院	一九	一	一一	四	五	二〇、〇〇
合計	一七八	四九	六一	六一	一〇五	二六、八七

○火葬數　警視廳に於て取調べたる本年八月東京府管內火葬數は千住に傳染病二千十九常病九百九十三、砂村に傳染病千二百七、常病三百二十四、桐ヶ谷に傳染病九百八十七、常病百五十八、代々木村に傳染病七十四常病九十一、上落合村に傳染病四百三十六常病七十二なり

○那須原開墾　栃木縣那須郡那須原の開墾事業は世人の皆く注目する所なるが近年益盛大に赴き其の結社開墾に從事するものを擧れば那須開墾社、加治屋開墾社、肇耕社、西肇耕社、那須東原耕社、那須農場共耕社、野間開墾社、青木某開墾所等の諸社あり今左に那須開墾社一社の成績を揭げ漸次各社の景況に及ばんとす抑同社が明治十四年より同十八年に至る五年間に開墾せし段別は水田四町二段步畑田六十町四段一畝二十八步宅地一町二段步平林七百六十二町四段十七步總計七百七十四町一段二畝十五步にして五ヶ年間に播種せし段別は四十町八段三畝步其の收穫は水米、陸稻大麥、小麥、大豆、小豆、黍、蕎麥、甘藷、馬鈴薯、野菜等の類を合せて價金二千六百八十圓三十錢四厘あり此の他牛（西洋種）四十五頭農馬九頭豚（洋種）九頭を牧養し牛乳其の他の賣上代金等凡四百六十圓餘の收入ありしを以て之を前記の牧穫價金に合算すれば五年間の全收入は三千百四十一圓四十六錢九厘なり又昨十八年十二月三十一日現在の移住民は戶數凡十五戶人口二百八十六人內男百五十九人女百二十七人なりしも此後那須郡西岩崎村より那珂川の上流を開鑿し數里の開河水を開墾地に疏通し大に水利の便を開きしより移住民益增加し目今各社を合し戶數凡三百四十餘戶人口凡一千九十餘人に達し其の事業の如きも亦隨ひて增進せり

（以上本年十月廿三日官報）

雜報

○刑事統計摘要　明治十七十八兩年比較刑事統計摘要重罪の分は既に去る十六日の紙上に記載せしが今又輕罪に就て明治十七十八の兩年を比較すれば十八年輕罪被告人の總數は十一萬千八十八人にして之を十七年に比すれば九千二百三十二人を增加す又其重なる罪名人員を揭げて兩年を比較すれば附加刑の執行を遁るゝ者十七年五千二百六十三人十八年六千五百二十三人にして增加せる事千二百六十人官印を僞造する者十七年千百二十三人十八年二千百二十三人增加千人竊盜十七年三萬九千八百四十人十八年五萬八千二百七十七人增加一萬八千四百三十七人詐欺取財及受寄財物に關する者十七年一萬五千八百六十三人十八年一萬七千八百十八人增

加千二百十七人
八十八年四千三百
十九ハ減少二千九
去たる者は兇徒聚
年千九百三十三人
四八私印私書を僞
八年二千六百八十
十七年四千五百五
百六十六人毆打創
千四百六十八人減少
重なる者に就て其
千八百八十八人十
二千五百六十四人
百四十二八增加
八年五千八百七十
附て言へば重罪
者の如く又此中
徵兵免役を圖る
減ずたるは賭博
年十月二十日の

○加拿陀太平洋
又荷物運搬の事
クーヴアー迄の
は著しき競爭を
其內實を洞觀す
ば桑港より東部
及セントポール
の諸所へ運送す
の少からずと雖
迂回なるを以て
て加拿陀線を使
の運賃を開くに
間に在りて在來
るを以て是まで
加拿陀線に取る
現時の廉價を以
やの一事あり既
に桑港より直接
メント及メリー
運送するもの多
十仙以下の運賃
運搬をるとは
中該社の所有
今該會社が運賃
より桑港に達す
十五仙にして之
ときて既に早く
ユーザー迄で
トバよりキャス
は右六十仙の內
あるべし故に此
の貿易と益すに
前にヴァンクヴァ
なす能はざると
洋の兩岸社が
如きとは和らざ
以下に低下する
於てヴァンクーヴ
みて其目的を
國人民の爲め
陀政府の勸込を
い將に遠かる
設するかは豫
阿會社に
損失ふ對し
くにして東洋へ
合衆國に對す
必ず政事上に
會社及阿會社
支那勞働者の
するならん而
よりの運賃に
るも東洋へ紐
一の線路と通